

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

| | |
|----|---------------------------------------|
| 件名 | 画像レセプト情報管理システムの委託における画像レセプト作成の再委託について |
|----|---------------------------------------|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

- ◆第14条第1項（個人情報の電子計算機処理の委託、電磁的媒体の提供を伴う委託、重要な個人情報の提供等を伴う委託、再委託）

担当部課：健康部医療保険年金課

担当係 庶務係 担当者 柳橋 内線（4152）

事業の概要

| | |
|------|--|
| 事業名 | 国民健康保険 |
| 担当課 | 健康部医療保険年金課 |
| 目的 | 画像レセプト情報管理システムの運用 |
| 対象者 | 国民健康保険加入者 |
| 事業内容 | <p>診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)を画像化し、管理保管、伝送にて検索する「画像レセプト情報管理システム」を東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に委託している。</p> <p>国保連は、画像レセプトの作成、保存、検索及び管理に係るシステムの提供、運用管理、保守を実施している。</p> <p>この委託業務に係る画像レセプト作成について、国保連が外部業者に委託するもの</p> |

件名 画像レセプト情報管理システムの委託における画像レセプト作成の再委託 について

| 区保有情報 | | 委託業者及び委託に伴う提供情報 | |
|---------------------|---|-------------------------------------|---|
| 保有課(担当課) | 医療保険年金課 | 委託先 | 東京都国民健康保険団体連合 会 (再委託先) ○みずほ情報総研株式会社 |
| 登録業務の名称 | 国民健康保険 | | |
| 情報はどのような媒体に記録されているか | 紙 レセプト 電磁的媒体 (画像レセプト) その他() | 情報はどのような媒体で提供するか、取扱わせるのか | 紙 レセプト 電磁的媒体 (画像レセプト) その他() |
| 保有している情報項目 | 別紙1のとおり | 左欄の保有情報のうち、業務委託に伴い提供する項目又は処理を依頼する項目 | 別紙2のとおり |
| 委託の理由 | <p>委託先となる東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)では、医療制度改正に伴う後期高齢者医療制度の創設、特定健診・特定保健指導業務等、新規委託業務に係る電算処理が増大した。</p> <p>このようなことから紙レセプトの画像化(スキャニング)処理を効率的に実施するため、第三者に委託するものであり、再委託は必要最小限度の範囲と考える。</p> | | |
| 委託内容 | <p>国保連合会への委託内容 診療報酬等の画像レセプト作成管理等</p> <p>再委託先への委託内容 診療報酬等の画像レセプト作成</p> | | |
| 委託の開始時期及び期限 | 平成20年4月1日から 以降継続 | | |
| 委託にあたり区が行う情報保護対策 | 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 | 受託事業者としての情報保護対策 | <p>「東京都国民健康保険団体連合会個人情報保護に関する規則」</p> <p>再委託先については、プライバシーマークを取得済み。</p> <p>国保連合会と再委託先との契約書内に個人情報の守秘義務に関する項目あり。</p> |

別紙 1 (保有情報項目)

- 保険証レコード
処理日、処理区分、証種別、証有効期限
- 給付資格
記号番号、世帯主氏名、マル退（退職被保険者等）区分、住民番号、性別、生年月日、取得日、喪失日、マル退（退職被保険者等）表示、マル退（退職被保険者等）認定日、マル退（退職被保険者等）削除日、カナ氏名、漢字氏名、高額世帯区分、資格区分、異動事由、異動年月日、資格取得届出日、資格喪失届出日、高額区分
- 診療報酬明細書（レセプト）累積ファイル
保険者、データコード、受診年月、療養取扱い機関、性別、生年、診療開始日、転記、診療日数、決定金額、減免金額、諸コード、公費負担者医療、給付確認項目、国保食事、公費食事、氏名、処理年月、処理区分、当月入力、高額区分、資格取得日、資格喪失日、マル退（退職被保険者等）表示、マル退（退職被保険者等）区分、マル退（退職被保険者等）認定、マル退（退職被保険者等）削除、住民番号、異動事由、異動日、生年月日
- 国保連指定の資格ファイル
記号番号、世帯区分、証交付日、証回収日、新旧記号番号及び変更日、資格証開始日、資格証終了日、資格取得、資格喪失、高額・高齢区分、カナ世帯主名、漢字世帯主名、郵便番号、住所、個人番号、生年月日、性別、マル学（修学中の被保険者特例）・マル遠（遠隔地の被保険者特例）区分、カナ氏名、漢字氏名

別紙 2 (提供される情報項目)

(資格関係)

記号番号、世帯区分、被保険者証交付日、被保険者証回収日、新旧記号番号及び変更日、資格証開始日、資格証終了日、資格取得、資格喪失、高額・高齢区分、カナ世帯主名、漢字世帯主名、郵便番号、住所、個人番号、生年月日、性別、マル学（修学中の被保険者特例）・マル遠（遠隔地の被保険者特例）区分、カナ氏名、漢字氏名

(診療関係)

保険者番号、医療機関コード、請求点数、薬剤一部負担金、一部負担金、診療実日数、診療年月日、市区町村番号、受給者番号、都道府県番号、点数表、保険種別、氏名、マル退（退職被保険者等）区分、入院区分、整理番号、性別、元号、生年、記号、番号

個人情報保護等に関する特記事項

(定義)

- 1 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人情報 個人に関する情報で、個人を特定できるもの
 - (2) データ 本委託業務に係る情報が記録されている入出力帳票及び磁気テープ等

(秘密の保持)

- 2 乙は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

(目的外利用及び外部提供の禁止)

- 3 乙は、個人情報を甲の指示する目的以外に使用し、又は、第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(再委託の原則禁止)

- 4 乙は、この契約による業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務の一部についてやむを得ず再委託をする必要があり、あらかじめ、甲の承諾を得た場合に限り、再委託することができる。
この場合、乙は、再委託先の業務委託を禁止するなど、個人情報の保護に関して必要な措置をとらなければならない。
甲は、必要に応じて、乙の立会いのもとに再委託先に立入調査し、個人情報の保護に関して必要な指示ができるものとする。

(複写及び複製の禁止)

- 5 乙は、データの全部又は一部を甲の許可なく複写し、又は複製してはならない。甲の許可を受けて複写し、又は複製したときは、業務の終了後直ちに複写した当該データを消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。

(資料の返還義務)

- 6 乙は、この契約による業務を終了したとき又は甲が請求したときは、その保有する資料を直ちに甲に返還しなければならない。

(データの保有及び管理)

- 7 乙は、データの保有及び管理について、保有庫に施錠する等管理者の注意をもって当たるものとし、データの消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

(立入検査)

- 8 甲は、乙に対して、データの管理状況について随時に立入検査及び調査をし、必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。

(事故報告義務)

- 9 乙は、事故が生じたときは、直ちに甲に対して通知するとともに、速やかにその状況を書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなくてはならない。

(公表措置及び損害賠償)

- 10 甲は、乙が前各号に掲げる事項に違反し、甲による是正又は中止の指導又は勧告に従わないときはその事実を公表することができる。その他、乙の故意又は過失により甲に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償するものとする。